

●論文

2015年大分市人権に関する市民意識調査の分析

近畿大学人権問題研究所教授 奥田 均

大分市は2010年に次いで2015年に再び人権に関する市民意識調査を実施した。調査結果の報告書は『平成27年（2015年）度人権に関する市民意識調査報告書』として2016年3月に大分市より発行されている。調査項目の全てについての集計結果および分析は同報告書に記載されている。

ところで、筆者は人権課題に関する大分市の職員研修に携わってきており、そのような関係から今回の調査に関しても意見を求められるなどの機会を得、深い関心を寄せてきた。こうした立場から、先の報告書とは独自に今回の調査結果を分析することにした。

なお以下の分析においては、2010年に実施された調査を「2010年調査」、今回の調査を「2015年調査」と表現する。また採用しているクロス集計結果については、いずれも有意水準5%で検定済みである。

〈 目 次 〉

[1] 2015年大分市人権に関する市民意識調査の概要

[2] 部落差別の現実を検証する

(1) 問題意識

(2) 結婚における忌避

(3) 土地差別

(4) 差別的情報の流布と受容

(5) つきあいの変化

(6) 市民の実感と差別の現実に関する若干のまとめ

[3] 「寝た子を起こすな論」を考える

(1) 問題意識

(2) なお根強い「寝た子を起こすな論」

(3) 「寝た子」は起こされている

(4) 放っておけば差別的に起こされてしまう

[4] 教育・啓発活動の効果を確認する

(1) 問題意識

(2) 教育・啓発の経験と人権課題への関心度

(3) 教育・啓発の経験と人権に関する知識

(4) 教育・啓発の経験と差別や人権についての考え方

(5) 教育・啓発の経験と人権意識の水準

(6) 教育・啓発の経験と差別解消への態度形成

(7) 小括

[5] 人権課題理解は相互に深く関わっている

(1) 問題意識

(2) 「住まいの選択」における検証

[1] 2015年大分市人権に関する市民意識調査の概要

1. 調査の名称・人権に関する市民意識調査
2. 調査の目的・市民の人権・同和問題に関する意識の現状を把握・分析し、平成22年(2010年)度調査との対比を含め、今後の人権教育・啓発に関する施策を有効に進めるための基礎資料にすること
3. 調査の主体・大分市
4. 調査の対象・住民基本台帳に記載された18歳以上の大分市民から3000人を無作為抽出

5. 調査の期間・平成 27 年（2015 年）7 月 17 日～同年 8 月 7 日
6. 調査方法・郵送法
7. 回収標本数・1,502 サンプル（内有効標本数：1,415 サンプル、有効回収率：47.2%）

[2] 部落差別の現実を検証する

(1) 問題意識

大分市の重要な人権課題として同和問題が位置付けられている。従って、今後の人権教育・啓発の取り組み方策を検討する上で、同和問題の現状把握は必須の課題としてある。しかし、部落差別の現実把握は容易ではない。それは他の差別問題においても同様である。

なぜなら、差別の現実はあるからといって、自動的に認識されるものではないからである。差別の現実を共通認識にする最も端的な方法は、被差別当事者が自らの被差別体験や将来への不安などを直接語り広く伝えることである。しかしそれは同時に自身の社会的立場をカミングアウトすることを意味するのであり、差別のままざしにさらされていく可能性を生じさせる。それ故に、当事者の告発は困難を極める。差別の現実が差別の可視化をねじ伏せているといえよう。

こうした中で、多くの市民は「もう部落差別なんて存在しない」、「あってもたいしたことではない」、「それは昔の話じゃないのか」と悪気無く思いこんでいる状況が創り出されている。それはいつの時代にも当てはまる現実であり、1965 年に出された同和对策審議会答申においても「世間の一部の人々は、同和問題は過去の問題であって、今日の民主化、近代化が進んだわが国においてはもはや問題は存在しないと考えている。けれども、この問題の存在は、主観を超えた客観的事実に基づくものである」と指摘している通りである。

こうした差別の現実認識の困難を克服する手段の一つとして「調査」という

取り組みがある。本調査もそうした取り組みの一環として存在するものであり、「今後の人権教育・啓発に関する施策を有効に進めるための基礎資料」として、部落差別の現実がこの調査を通じてどのように示されているのかを検証しておくことは重要な分析課題であると言える。以下、部落差別の現実をとらえる上での重要な項目に沿って検証する。

(2) 結婚における忌避

問25では「あなたのお子さんが、恋愛をし、結婚したいといっている相手が同和地区出身者だとわかった場合」の態度および親戚がとるであろう態度について質問している。図1はその内、回答者の態度の結果である。

「全く問題にしない」が34.1%、「結局は問題にしないだろう」が44.1%で、全体の78.2%の市民が「問題にしない」という姿勢を示している。2010年調査の73.2%に比べて5ポイント「問題にしない」人の割合が増加している。しかしなお「考え直すように言う」の合計は19.4%存在しており、市民の5人に1人となっている。これは2010年調査の20.0%とほとんど変わっておらず、同和地区出身者との結婚における忌避状況に大きな変化は見られない。

図1 同和地区出身者との結婚に対する態度

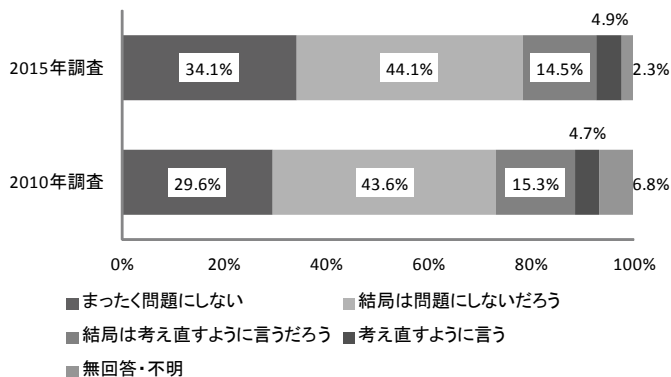
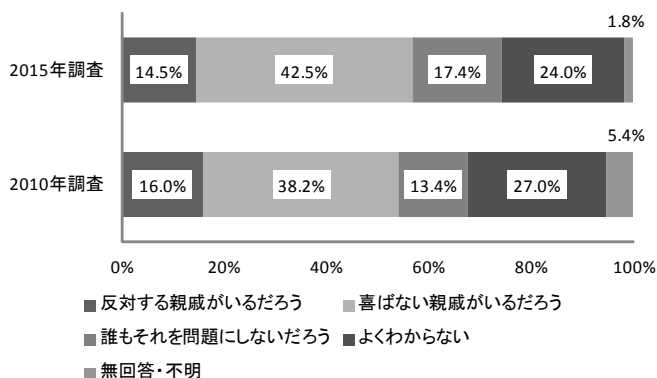


図2は親戚がとるであろう態度の結果である。「反対する親戚がいるだろう」が14.5%、「喜ばない親戚がいるだろう」が42.5%にのぼっており、その合計は57.0%に達している。2010年調査よりやや増加している。冠婚葬祭は親戚の意向が影響を及ぼしやすく、こうした状況が結婚差別を増幅させる力として働いていることが推測される。

図2 親戚がとるであろう態度



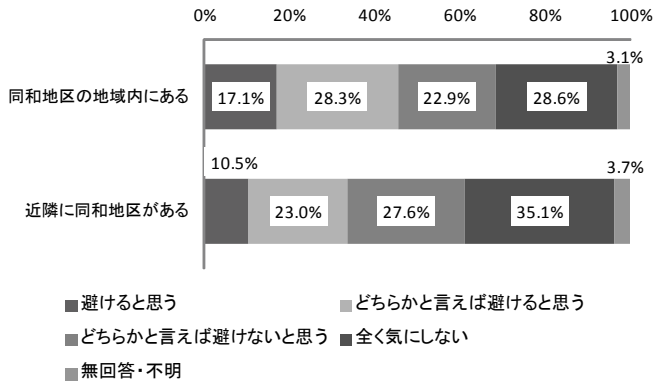
(3) 土地差別

問14では「あなたが、住宅を購入したり、借りたりするなど、住まいを選ぶ際に、価格や立地条件が希望にあっても、次のような条件の物件の場合、避けることがありますか」との問いかけの中で、物件が「同和地区の地域内である」場合と「近隣に同和地区がある」場合を尋ねている。図3は、その結果である。

物件が同和地区にある場合、「避ける」が17.1%、「どちらかと言えば避ける」が28.6%でその合計は45.4%にのぼっている。また「近隣に同和地区がある」場合でさえ、「避ける」が10.5%、「どちらかと言えば避ける」が23.0%で合計は33.5%に達している。

土地差別と呼ばれている、住宅の購入や賃貸における同和地区に対する強烈な忌避の現実が示されている。

図3 同和地区に係わる住宅物件に対する態度



なお表1は、問16「あなたは、世間ではどのようなことで同和地区出身者と判断していると思いますか」に対する回答結果である。今日では多くの市民が同和地区とされてきた土地との関わり（現住所、本籍地、出生地など）の有無で、同和地区出身者かどうかを判断している状況が示されている。こうした認識構造が、同和地区の土地との接点を避けようとする忌避的態度の背景にあることがうかがえる。

表1 同和地区出身者と判断する理由（複数回答可）

総数	本人が現在、同和地区に住んでいる	本人が過去に同和地区に住んだことがある	本人の本籍地が同和地区である	本人の出生地が同和地区である	父母あるいは祖父母が同和地区に住んでいる	父母あるいは祖父母の本籍地が同和地区にある	父母あるいは祖父母の出生地が同和地区である	職業によって判断している	その他	わからない	無回答・不明
1415	27.3%	11.3%	21.9%	22.8%	13.9%	14.1%	13.4%	5.8%	3.6%	47.2%	2.1%

（４）差別的情報の流布と受容

問18では、「あなたは『同和地区出身者はこわい』というような内容を、見たり、聞いたりしたことがありますか」との質問で、差別を温存助長する情報の流布を尋ねている。図4はその結果である。

「ある」と答えた人は31.7%であった。2010年調査では34.6%であり2.9ポイントの減少であった。しかし、なおなお3割以上の市民がこうした差別的情報に接しており、偏見を助長する差別的なうわさが広く流布されている実態があることが示された。

図4 「同和地区はこわい」といううわさとの出会い

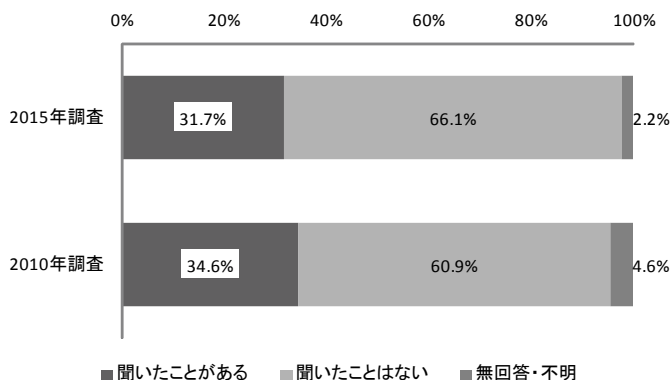
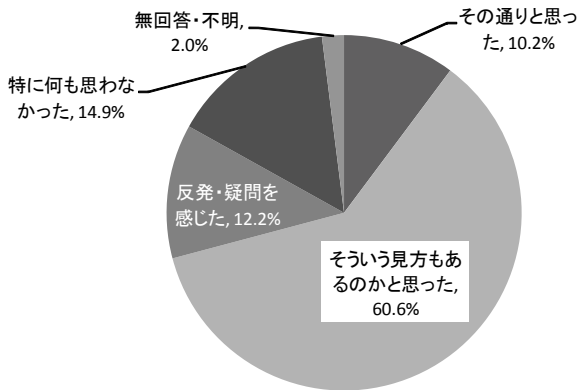


図5は、こうした話を見たり、聞いたりした時のどう感じたかを尋ねた問18付問2の結果である。「その通りと思った」が10.2%、「そういう見方もあるのかと思った」が60.6%となっている。一方、「反発・疑問を感じた」は12.2%にとどまっている。

言うまでもなく同和地区出身者には、相手に「こわい」と感じさせる人もおれば、「やさしい」と感じさせる人もいる。それは、大分市民においても同じである。従って、「同和地区出身者はこわい」というような一方的な話を聞い

た場合、「なぜそんなことを断定するのか」と疑問に感じたり、「そんな風に決めつけるものではない」と反発するのが通常であろう。ところが、こうした当たり前の反応はこと同和地区出身者に関しては12.2%にとどまっている。ここに同和地区出身者に対する差別的なステレオタイプが市民に広がっている状況が垣間見える。

図5 「同和地区出身者はこわい」と聞いたときの感じ



(5) つきあいの変化

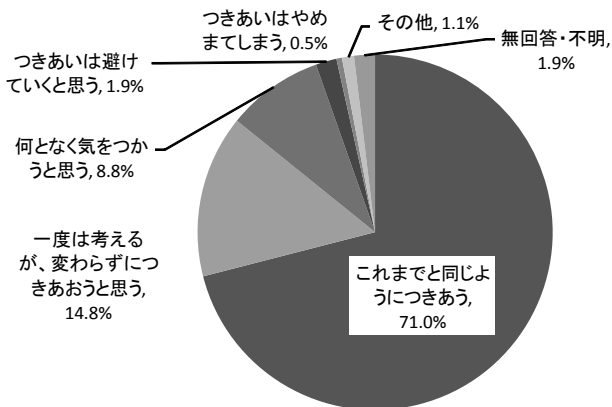
問24では、「日頃親しくつきあっている職場の友人や近所の方が同和地区出身者だとわかった場合、あなたはどのようにしますか」との質問で、つきあいにおける忌避意識を尋ねている。図6はその結果である。

「これまでと同じようにつきあう」が71.0%、「一度は考えるが、変わらずつきあうと思う」が14.8%であり全体の85.8%の市民は同和地区出身者だとわかってでもこれまでどおりのつきあいが変わるものではないと回答している。

しかし一方では、「何となく気を使うと思う」が8.8%、「つきあいは避け

ていくと思う」が1.9%、「つきあいはやめてしまうと思う」が0.5%と、合計11.2%の人がつきあいを避けていく傾向を示した。職場の友人や近所の人としてその人自身には全く何の変化もないのに、ただ同和地区出身者とわかっただけでの変化である。先の「(1) 問題意識」の項において、被差別当事者が自らの社会的立場をカミングアウトすることの困難を指摘したが、まさにそうした状況が職場や生活現場にまだまだ残されている実態が明らかにされている。

図6 同和地区出身者とわかったときのつきあいの変化



(6) 市民の実感と差別の現実に関する若干のまとめ

部落差別の現実に関する調査結果を取り上げてきた。それを一覧にすると次の通りである。

1. 子どもの結婚相手が同和地区出身者で合った場合の忌避的態度 (図1)
およびそうした場合親戚がとるであろう反対姿勢の態度 (図2)
2. 不動産の賃貸や購入における同和地区の物件に対する忌避的態度 (図3)
3. 「同和地区出身者は怖い」といううわさの流布状況 (図4) とそれを

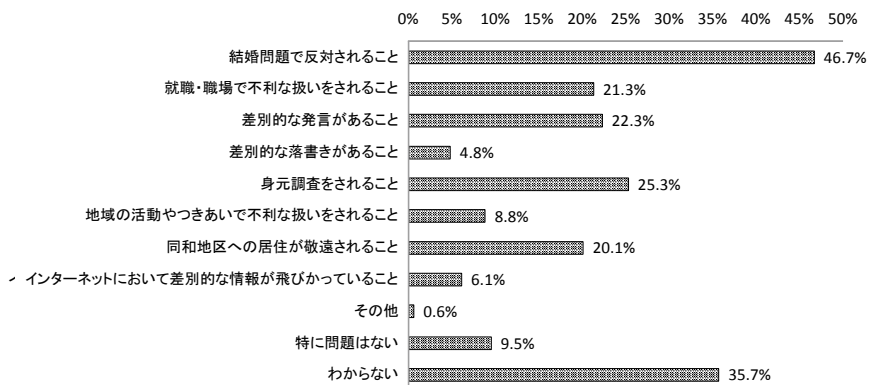
安易に受け止める受容姿勢（図5）

4. 同和地区出身者とわかった時のつきあいに与えるマイナス影響（図6）

以上の結果から、大分市においてはなお部落差別の現実が存在していると客観的に判断される。

部落差別の現実認識に係わり問19では、「あなたは、同和問題に関して、現在、どのような問題が起きていると思いますか」と尋ねている。回答結果は図7の通りである。これを見ると市民自身が部落差別の現実がなお残されていることを認識していることがわかる。市民が日常生活から受け止めている部落差別の存在と今回の意識調査の結果は重なっている。取り組みの出発点はこの現実にある。

図7 同和問題に関して現在起きていると思う問題（複数回答可）



[3] 「寝た子を起こすな論」を考える

(1) 問題意識

「生まれたばかりの赤ちゃんは部落問題など知らない。だから知らさないままにそっとしておけばよい。そうすればやがて部落問題を知らない人ばかりと

なり自然とこの問題は消えていく。であるから、知らない者にまで部落問題を伝えるような教育や啓発は行わない方がよい。それは逆効果である」という考え方があつた。これを比喩的に「寝た子を起こすな論」と呼ぶ。

1965年に出された同和対策審議会答申は、「第一部 同和問題の認識」の項において、『寝た子を起こすな』式の考えで、同和問題はそのまま放置しておけば社会進歩にともないいつとはなく解消すると主張することにも同意できない」と明確にこの考え方を否定した。なぜなら、こうした考え方があつた限り取り組みの展開が否定されるからである。

この考え方は、明治以降「同和教育や人権啓発」が不在の時代が続き、「寝た子を起こすな論」が長きにわたつて実践されたにもかかわらず、部落差別の実態がむしろ強まつていったという歴史的事実に反した主張である。また、私たちの知識や認識は、学校教育や行政による啓発によってのみ形成されているのではなく、むしろ大部分は日常生活を過ごす上での様々な情報との出会いや経験によって築かれている。そしてその日常生活で流布されている部落問題に関する情報は得てして間違つていたり、偏見に満ちていたりする内容が多くを占めている。つまり、学校教育や行政による啓発を行わないということは、市民が「部落問題を知らなくなる」ということではなく、正しい情報が遮断され「部落問題を差別的に知つてしまう」ことを意味する。

こうした事実があつたにもかかわらずこの考え方が根強いのは、「寝た子を起こすな論」が多くの場合、善意に支えられているからである。しかし善意が必ずしも正しいとは限らない。市民意識調査という科学的データによって、改めて「寝た子を起こすな論」を考えてみたい。

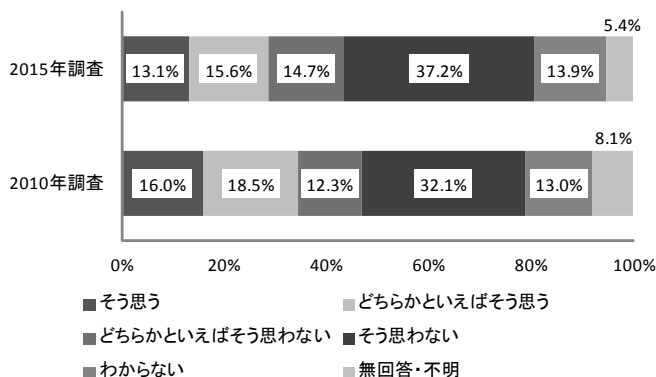
(2) なお根強い「寝た子を起こすな論」

図8は問32「あなたは、同和問題の解決に向けて、次の意見に対してどう思いますか」の「⑦そつとしておけば、自然と差別はなくなつていく」という

「寝た子を起こすな論」についての調査結果である。

「寝た子を起こすな論」を支持する「そう思う」が13.1%、「どちらかといえばそう思う」が15.6%となっており、その合計は28.7%であった。2010年調査では34.5%であり5.8ポイント減少している。しかしなお4人に1人以上が「寝た子を起こすな論」に賛同している。

図8 「寝た子を起こすな論」についての考え方



(3) 「寝た子」は起こされている

では学校教育や市民啓発で同和問題を取り上げなければ、市民はこの問題を知らないままではいるのだろうか。歴史の事実が既にこれを否定していることは先に述べたとおりである。それを今回の調査結果からも確かめておきたい。

問15は「あなたが、同和問題をはじめて知ったきっかけは何ですか」との質問で、同和問題に関する情報入手の経路を質問している。表2はその結果を2010年調査の結果と合わせてまとめたものである。比べるとほとんど同じ結果を示していることがわかる。

第1に注目すべきは、ほとんどの市民が同和問題を何等かの形で「知るに至っている」という事実である。「はじめて知ったきっかけ」がない場合は「無

回答・不明」になるはずであるがその割合は10.2%である。

第2の注目点は、「学校の授業」や「公民館等での研修や講演」「市や県の広報紙や冊子」といった公的な情報経路により同和問題を知った者の割合は43.6%であることである。逆に「父母や家族」「職場の人の話」など私的な情報経路によりはじめて同和問題を知った者が32.7%も存在していることである。学校や行政が教えなくても多くの市民は日常生活の中で同和問題に関する情報を入手している。

第3の注目点は、ここでの質問が「はじめて知った経路」であることである。つまり学校や行政が「寝た子を起こすな論」を实践して一切同和問題について教育や啓発をしなくても、いずれほとんどの市民が様々な私的な情報経路により同和問題を知っていくことが示されている。

「寝た子を起こすな論」でいう「知らさないままにそっとしておけばやがて部落問題を知らない人ばかりとなる」との前提は事実によって否定されている。「寝た子」は起こされている。

表2 同和問題をはじめて知ったきっかけ

	私的な情報経路							公的な情報経路				その他				
	父母や 家族の 話で	親戚の 話で	近所の 人の話 で	友人の 話で	職場の 人の話 で	テレビ や書籍 などで	イン ター ネット で	近くに 同和地 区が あった 小計	学校の 授業で	公民館 等の研 修や講 演で	市や県 の広報 紙や冊 子など で	小計	はっき り覚え ていな い	その他	無回 答・不 明	
2015年調査	13.5%	1.3%	1.9%	2.8%	5.6%	5.2%	0.4%	2.0%	32.7%	31.1%	2.5%	10.0%	43.6%	10.9%	2.7%	10.2%
2010年調査	13.4%	0.8%	1.9%	3.0%	7.1%	6.2%	—	1.8%	34.2%	28.9%	2.7%	9.4%	41.0%	10.9%	3.7%	10.1%

(4) 放っておけば差別的に起こされてしまう

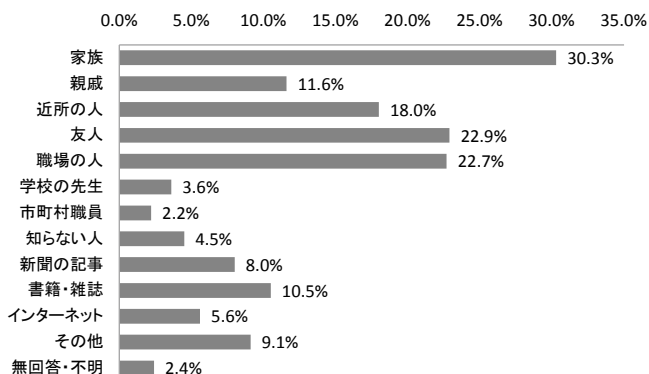
しかも、私的な情報経路は往々にして差別を助長するような情報である場合が多い。それは先に見た問18「あなたは『同和地区出身者はこわい』というような内容を、見たり、聞いたりしたことがありますか」との質問で、「ある」と答えた人が31.7%にのぼっていること。さらに、問18付問1ではそうし

た差別的な話を誰から聞いたのかを質問しているが、その結果は図9のとおり、「家族」が30.3%、「友人」が22.9%、「職場の人」が22.7%、「近所の人」が18.0%など、ほとんどが表2で見た「私的な情報経路」と重なっているのである。「寝た子」は起こされているだけではなく、多くの場合「差別的に起こされている」ことがわかる。

人ははじめて知った情報に大きく影響を受ける。その意味では、「寝た子を起こすな論」により学校教育や市民啓発をやめれば、同和問題に関する正しい情報の蛇口が閉まるだけで、間違った情報が一方的に垂れ流され続けることを意味するのである。結果、差別が拡大再生産されていったことは明治以降の歴史が示しているとおりでである。

「寝た子を起こすな論」の実態とその誤りを正しく受け止めることは今後の教育啓発活動の推進にあたっての重要課題と言えよう。

図9 「同和地区出身者はこわい」との情報の経路（複数回答可）



[4] 教育・啓発活動の効果と課題を検証する

(1) 問題意識

教育・啓発活動の成果や課題は見えにくい。意識調査はこうした教育・啓発

活動の効果測定や課題の可視化に貢献するものとしてある。ここでは、教育・啓発活動の経験を有する市民とそうではない市民との間に、人権についての関心度や知識、考え方、人権意識の水準、差別解消への態度などにおいてどのような差異があるのかを確かめることを通じて、教育・啓発活動効果と課題を探りたい。なおこの検証は「寝た子を起こすな論」に対する反論検証ともなっている。

なお教育・啓発活動の経験を有する市民とそうではない市民の区別は次のように設定した。

●教育・啓発経験のどちらもある市民（以下「教育・啓発有り」とする）

・問10の人権問題に関する講演会や研修会のいずれかに参加したことがある（選択肢1～5）の者で、なおかつ問20の同和問題の学習経験もある者（選択肢8以外）。該当数663人。

●啓発経験のみある市民（以下「啓発のみ有り」とする）

・問10の人権問題に関する講演会や研修会のいずれかに参加したことがある（選択肢1～5）の者で、問20の同和問題の学習経験のない者（選択肢8）。該当数88人。

●教育経験のみある市民（以下「教育のみ有り」とする）

・問10の人権問題に関する講演会や研修会に参加したことがない（選択肢6）者で、問20の同和問題の学習経験のある者（選択肢8以外）。該当数385人。

●教育・啓発経験のどちらもない市民（以下「教育・啓発無し」とする）

・問10の人権問題に関する講演会や研修会に参加したことがない（選択肢6）者で、なおかつ問20の同和問題の学習経験もない者（選択肢8）。該当数246人。

（2）教育・啓発の経験と人権課題への関心度

問2では、「あなたは、『人権』ということに関心を持っていますか」との質問で、人権への関心度を尋ねている。図10は、教育・啓発の経験別に見たその結果である。なお問2の選択肢において「大いに関心がある」と「少しは関心がある」を「関心がある」とし、「あまり関心がない」と「まったく関心がない」を「関心がない」としている。

「教育・啓発有り」の人の場合「関心がある」は83.1%と高く、「教育・啓発無し」にあっては64.8%と18.3ポイント低くなっている。どちらか一方でも経験があれば関心度はやや高くなっている。教育・啓発活動は市民の「人権」への関心を高める効果を発揮していることがわかる。

図10 教育・啓発活動の経験と人権への関心度

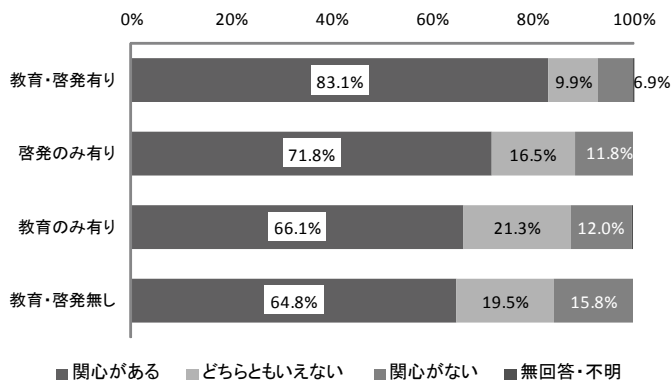


図11は、問29で質問している「本人通知制度」について質問した結果を教育・啓発の経験別に見たその結果である。この制度を「知らない」人の割合は、「教育・啓発有り」の人の場合60.0%であるが、「教育・啓発無し」では74.6%と14.6ポイントも高くなっている。「本人通知制度」は登録してこそ意義があり、「知らない」ことには何も始まらない。

図12は、問30で質問している「人権啓発センター（ヒューレおおいた）」

の認知状況を、教育・啓発の経験別に見たその結果である。この施設の存在を「知らない」とした人の割合は、「教育・啓発有り」の人の場合53.1%であるが、「教育・啓発無し」では75.6%と22.5ポイントも高くなっている。「本人通知制度」同様、「知らない」ことには行こうというきっかけも生まれず、せっかくの貴重な社会的資源もその威力を十分に発揮できない。

教育・啓発活動は、人権に関する取り組みへの認識を高める効果を発揮していることがわかる。

図 11 教育・啓発活動の経験と「本人通知制度」の認知

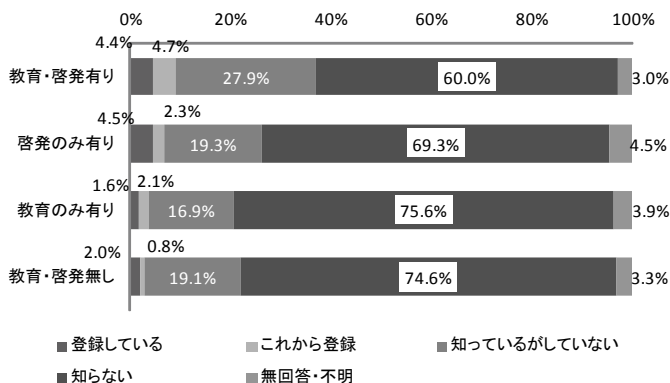
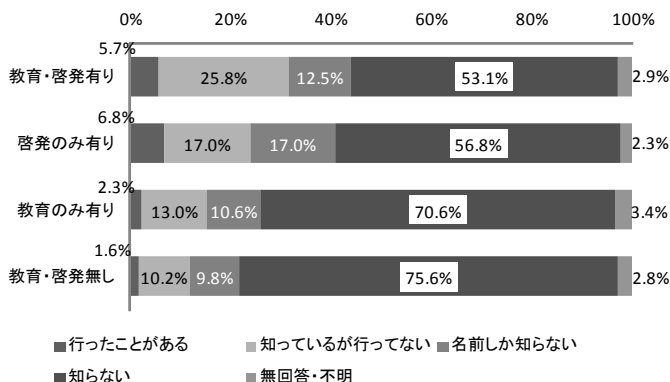


図 12 教育・啓発活動の経験と「人権啓発センター（ヒューレおおいた）」の認知



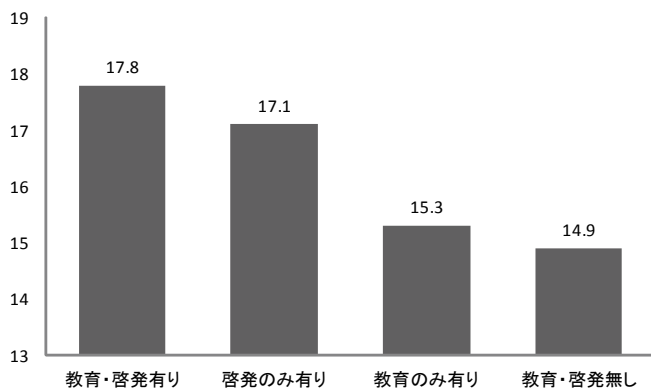
(3) 教育・啓発の経験と人権に関する知識

人権意識の高揚において人権に関する知識の習得は重要な役割を果たす。多くの差別のベースに無知が影響を与えており、また法令などに関する知識が人権を社会のルールとして受け止めていく力になるからである。

問5はこうした人権に係わる知識を図る物差しとして、①水平社宣言、②日本国憲法、③世界人権宣言、④同和対策審議会答申、⑤大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例、⑥人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、⑦大分市人権教育・啓発基本計画、⑧人権週間、⑨差別をなくす運動月間、を取り上げて、これらの認知を確かめている。

そこで各項目の回答結果において、「知っている」に3点、「内容は知らないが名称は聞いたことがある」に2点、「知らない」に1点の得点を与え、それぞれの回答者の合計得点を出した。次に、教育・啓発の経験別にそれぞれのグループの平均得点を算出した。図13はその結果である。

図13 教育・啓発活動の経験と知識得点



「教育・啓発有り」の人の平均点は17.8と最も高く、「啓発のみ有り」が17.1、「教育のみ有り」が15.3となり、どちらの経験もない人では14.9となった。教育・啓発活動が人権に関する知識の習得に効果を発揮していることがわかる。

(4) 教育・啓発の経験と差別や人権についての考え方

問13では、10の例示をあげて差別や人権についての考え方を質問している。ここでは「④差別だという訴えを、いちいち取り上げていたらきりがない」という考え方及び「⑧差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い」という2つの考え方を取り上げる。それを教育・啓発の経験別に検証した。なお問13の選択肢において「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を「そう思うグループ」とし、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を「そう思わないグループ」としている。

図14は、「④差別だという訴えを、いちいち取り上げていたらきりがない」に関する結果である。差別や人権の問題は、具体的に生起している一つ一つの問題をきちんと取り上げていくことが大原則である。それら一つ一つの問題には、一人ひとりの市民のかけがえのない人権が係わっているからである。従って、こうした考え方は克服されなければならないが、「教育・啓発有り」の人においては、こうした考え方をなお肯定する割合が27.5%であったが、「教育・啓発無し」ではさらに7.2ポイントも高い34.7%であった。

図15は、「⑧差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い」に関する結果である。被差別者責任論と呼ばれるこの考え方は差別の責任を当事者に転嫁するものであり全面否定されなければならない。もし被差別当事者が間違っただけの行為をした場合、それは当然しかるべくただされなければならない。しかしいかなる理由があろうが差別することは許されないものであり、差別の責任を被差別の側に求めることは間違いである。

「教育・啓発有り」の人においては、こうした考え方を否定できている人の割合が49.3%であるのに対して、「教育・啓発無し」の人にとっては38.8%と10.5ポイントも低くなっている。

教育・啓発活動は、市民が差別や人権についての正しい考え方を持つことに貢献していることがわかる。

図 14 教育・啓発活動の経験と差別を取り上げることへの考え

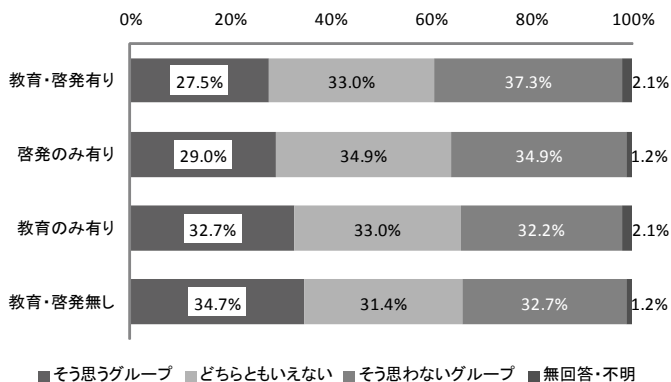
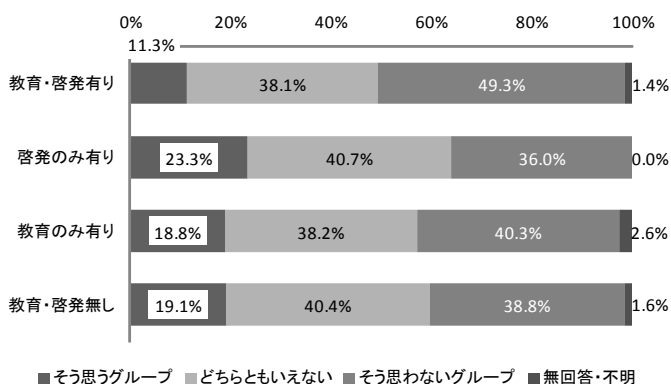


図 15 教育・啓発活動の経験と被差別者責任論への考え

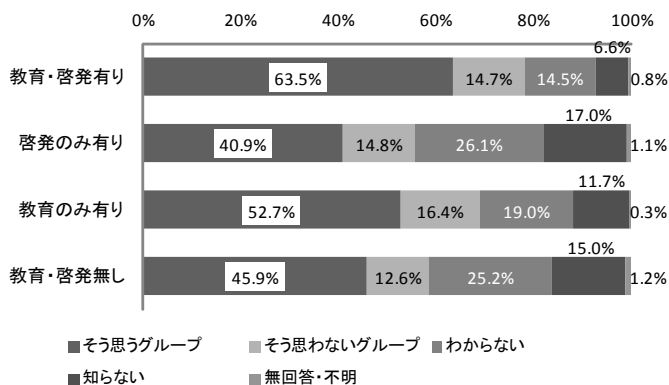


(5) 教育・啓発の経験と人権意識の水準

問 27 では、「あなたは、同和地区の人たちに対する就職差別や結婚差別は、将来なくすことが出来ると思いますか」との質問で差別解消の将来展望を尋ねている。将来展望がない下では取り組みへの積極的な姿勢は生まれてこず、人権意識の水準をはかる物差しの一つとして取り上げる。なお問 27 の選択肢において「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を「そう思うグループ」とし、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を「そう思わないグループ」としている。

図 16 は教育・啓発の経験別に見たその結果である。「教育・啓発有り」の人においては、将来差別を無くすことができると思っている人が 63.5% と高い。逆に「教育・啓発無し」の人においては 45.9% と 17.6 ポイント低くなっている。教育・啓発活動が差別解消の将来展望に結びついていることが示されている。

図 16 教育・啓発活動の経験と差別解消の将来展望

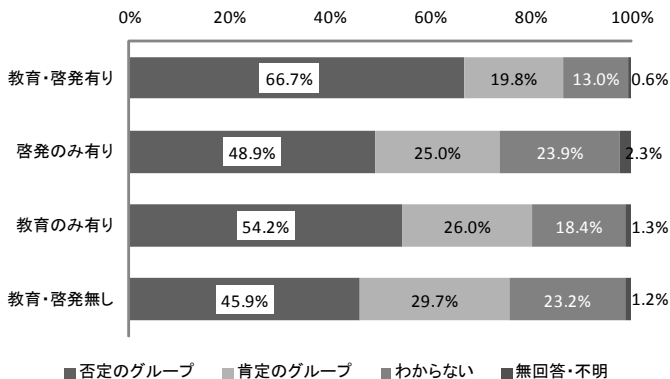


問 28 では、「あなたは、就職や結婚のときに、その相手方などの身元調査をすることについて、どのように考えますか」との質問で、身元調査に対する認

識を尋ねている。就職や結婚における身元調査は相手の人権を侵害するものであり、この質問も人権意識の水準をはかる物差しとして重要である。なお問28の回答選択肢において「絶対にやめるべきだ」と「やめた方がよい」を「否定のグループ」とし、「やむを得ないことだ」と「当然必要なことだ」を「肯定のグループ」としている。

図17は教育・啓発の経験別に見たその結果である。「教育・啓発有り」の人においては、身元調査を否定する認識を持っている人が66.7%と高い。逆に「教育・啓発無し」の人においては45.9%と20.8ポイント低くなっている。教育・啓発活動が身元調査を否定する人権意識を醸成していることがわかる。

図17 教育・啓発活動の経験と身元調査に対する考え方



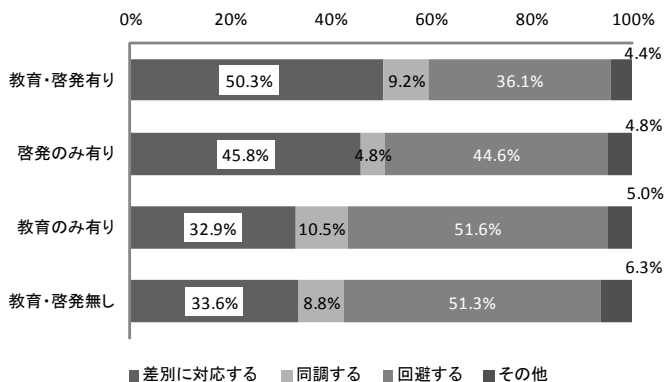
(6) 教育・啓発の経験と差別解消への態度形成

問23では、「学校や職場、日常生活の中で、誰かが同和地区出身者に対する差別的な発言をした時、あなたはこういった態度をとると思いますか」との質問で、差別に出会ったときの態度を尋ねている。なお問23の回答選択肢において「差別的な発言であることを指摘して、差別について話し合う」および「表向きは話を合わせるが、どうにかして差別はいけないことを伝える」をいずれ

も差別的な発言を見逃ごしにしない態度であることから「差別に対応する」とした。次に「表向きは話を合わせ、何もしない」および「表向きは話を合わせ、自分も差別的な言葉を口にしてしまう」は差別に加担する態度であり「同調する」とした。また「他の話題にかえようとする」および「何もせず、その場は黙っている」は差別の現場から逃げている態度であり「回避する」とした。

図18は教育・啓発の経験別に見たその結果である。「教育・啓発有り」の人においては、「差別に対応する」人が50.3%とほぼ半数を占めている。逆に「教育・啓発無し」の人においては33.6%と16.7ポイント低くなっている。教育・啓発活動が差別をなくす具体的な態度の形成に効果を発揮していることがわかる。

図18 教育・啓発活動の経験と差別的発言への態度



(7) 小括

教育・啓発活動の効果と課題を検証するために、①人権についての関心、②人権に関する知識、③差別や人権についての考え方、④人権意識の水準、⑤差別解消への態度、の各指標となる質問について、教育・啓発の経験の有無に別に調査結果を取り上げた。結果は各質問別に述べてきたとおりで、教育や啓発

の経験のある人ほど明らかに望ましい結果が表れている。取り組みは地道であるが、調査によってこうした活動の意義が立証されたと言えよう。

またその経験を4分類した分析によると、学校等での教育経験や地域などでの啓発経験だけでも一定のプラス結果を導いているが、両者が合わさった場合により大きな効果を発揮していることが示された。学校、地域、職場、各種団体などにおける一貫した取り組みを推進することの重要性が明らかにされている。

なお、取り組みの効果が発揮されているとは言え、いずれの指標においてもこれで十分であるという段階にまでは達していないことも事実である。効果の検証と課題の発見は表裏一体のものとして受け止める必要があることも合わせて指摘しておきたい。

[5] 人権課題理解は相互に深く関わっている

(1) 問題意識

人権課題は多様である。そのそれぞれについての意識を調査では質問しているが、それぞれの人権課題に対する意識には相互に関連性があるのだろうか。例えば、同和問題への認識不足は障がい者問題や外国人問題についての認識不足とも連動しているのだろうか。そのことを回答結果間における相関を調べることによって検証する。

(2) 「住まいの選択」における検証

取り上げたのは問14である。問14は「[2] 部落差別の現実を検証する」でも取り上げたが、「あなたが、住宅を購入したり、借りたりするなど、住まいを選ぶ際に、価格や立地条件が希望にあっても、次のような条件の物件の場合、避けることがあると思いますか」との質問である。そして物件の条件として「①同和地区の地域内である」「②近隣に同和地区がある」「③近隣に低

所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる」「④近隣に外国籍の住民が多く住んでいる」「⑤近隣に精神科の病院や障がい者施設がある」「⑥近隣に老人ホームなどの高齢者施設がある」を取り上げて（なおここでは「⑦近隣に保育所（園）や幼稚園がある」は除いている）、それぞれについて「1. 避けると思う」「2. どちらかと言えば避けると思う」「3. どちらかと言えば避けたいと思う」「4. 全く気にしない」の4段階でこれら物件の特性に対する忌避意識、排除意識を尋ねている。

表3は、その回答結果に関する相関係数一覧である。ここで用いている相関係数はスピアマンの順位相関係数である。相関係数とは、2つの変数の関わりを検証するものである。数字の符号がプラスであるから、①～⑥のそれぞれにおいて、「1. 避けると思う」を選択した人は他の項目でも「1. 避けると思う」を選び、「4. 全く気にしない」を選択した人は他の項目でも「4. 全く気にしない」を選んでいる関係があることを示している。なお相関係数の絶対値の大きさは、相関の強さを示しており、今回の場合、最も小さい数値でも0.306で他はそれ以上となっている。これは互いに極めて明確な相関関係があることを意味している。

表3 問14各課題の相関係数

	①	②	③	④	⑤	⑥
①	1.000	.849	.558	.425	.398	.306
②	.849	1.000	.585	.462	.449	.385
③	.558	.585	1.000	.592	.502	.385
④	.425	.462	.592	1.000	.557	.364
⑤	.398	.449	.502	.557	1.000	.517
⑥	.306	.385	.385	.364	.517	1.000

(注) 全ての相関係数は1%水準で有意である

調査の結果は、同和問題、低所得者に対する問題、外国人問題、障がい者問題、高齢者に対する偏見は互いに相互に関連している。同時にそれは、これらの問題に対する正しい認識も相互に関連していることを示しているのであり、ある人権課題に対する正しい理解が、他の人権課題を理解する上でも好ましい影響を与えていることがわかる。人権課題理解は相乗的であると言える。

(2016年3月)